

視 Point of View 点

関西学院大学名誉教授
企業会計審議会会長

ひらまつ かず お
平松 一夫



国際会計人材の選定基準

1. 企業会計審議会の関心事

2017年9月8日に開催された企業会計審議会総会の議事を見ると、企業会計審議会が、現在、どのような事項に関心を持っているかを把握することができる。今回の総会では、「会計」と「監査」をめぐる動向について説明がなされた。

まず、「会計」をめぐる動向については、会計基準の品質向上に向けた取組みについて、金融庁(FSA)事務局、財務会計基準機構(FASF)および企業会計基準委員会(ASBJ)から報告がなされた。それらに共通するキーワードとしては、IFRS(国際会計基準)の適用や国際会計人材の育成をあげることができる。

次に、「監査」をめぐる動向については、会計監査の信頼性向上に向けた取組みについて、FSAから説明が行われた。そこに見られるキーワードとしては、会計監査の信頼性確保や監査報告書の透明化をあげることができる。

本稿では、このうち、「会計」をめぐる動向に着目し、国際会計人材の育成について、筆者が平素考えているところの一端を述べてみたい。なお、本稿の記述のうち、意見にわたる部分は筆者の私見である。

2. 国際会計人材育成の進展

国際会計人材の育成について、上記の総会では、FASFより、国際会計人材ネットワークの構築の試みの結果、2017年8月1日時点で、企業の役員・従業員68名、公認会計士・監査法人勤務者642名、証券アナリスト19名、学識経験者1名、基準設定

主体の委員・研究員30名、官庁の行政官12名、合計772名が登録されたとの報告がなされた。

また、中長期的な国際会計人材の発掘・育成を図るため、2012年より会計人材開発支援プログラムを開始し、これまでに約70名が受講し、受講修了者が(おそらくは国際会計人材として)さまざまな活動に参加していることが紹介された。

国際会計人材の育成をめぐるこうした取組みを見ていると、着実に成果が現れていると実感すると同時に、わが国として国際的な視点から、国際会計人材という概念をどのように明確化するのか、どのような国際会計人材の選定基準を採用するのか、新たな検討課題として提示されていると考えさせられる。

3. 国際会計人材登録ガイドライン

その検討の手がかりとなるのが、FASFによる「国際会計人材ネットワーク」に関する登録ガイドラインである。FASFによる登録ガイドラインは、「共通のガイドライン」と「各区分におけるガイドライン」に分けられている。

「共通のガイドライン」は、英語でそれぞれの業務を行える語学力を有する者とされており、「各区分におけるガイドライン」としては、職業ごとにそれぞれ下記のもの示されている。

●企業の役員、従業員：

①IFRS・米国基準に関する財務諸表作成等、国際的な会計実務の実績を持つ者、又は、国際的な会計実務に関する知見を有する者、かつ、②課長相当職以上

●公認会計士、監査法人勤務者：

①IFRS・米国基準に関する監査(子会社含む)、解釈、導入支援業務の実績を持つ者、又は、IFRSに関する知見を有する者、かつ、②監査法人のマネージャー相当職以上

●証券アナリスト：

IFRS・米国基準に関する財務諸表分析の経験者、又は、IFRSに関する知見を有する者

●学識経験者：

IFRS・米国基準に関する知見を有し、研究課題としている者

●会計基準設定主体の委員、研究員：

企業会計基準委員会において国際的な会計基準の開発に関与している者(関与していた者を含む)

●官庁の行政官：

海外の会計関係会議・組織への参加経験者

ここで、「共通のガイドライン」として「英語でそれぞれの業務を行える語学力」を求めている点は、世界の現状を踏まえると当然のこととして受け入れられると思われる。

一方、「各区分におけるガイドライン」としては、「官庁の行政官」を除いて、直接間接にIFRS・米国基準に関する実績や知見を有することが含まれている。「官庁の行政官」のガイドラインは海外の会計関係会議・組織への参加経験者とされており、また、「企業の役員、従業員」と「公認会計士、監査法人勤務者」についてはさらに課長相当職以上、監査法人のマネージャー相当職以上といった職位に関するガイドラインが設けられている。これらは、それぞれの職位を経験することや国際会議等への参加等を通じて、IFRS等に関する経験を積み、国際会計人材としての現場力を養ってきたと期待されるからであると思われる。

以上のように、FASBによる登録ガイドラインでは、職業区分ごとに英語、IFRS、現場経験といった「力」が求められているが、そこにはなおばらつきがあり、統一感を欠くという問題点があると考えられる。

4. 各団体等の国際会計人材選定基準

各団体等が登録する国際会計人材を選定するにあたって、各団体等は、FASBのガイドラインを踏まえて独自の選定基準を設けている。それらの選定基準は「国際会計人材ネットワー

ク」の登録リストに記載されている。

まず、「企業の役員、従業員」について見てみると、日本経済団体連合会に所属する企業の場合はFASBのガイドラインとの違いが見出せないが、それ以外の企業の場合は「英語」への言及がないという違いがある。しかしながら、FASBのガイドラインでは、「共通のガイドライン」において「英語でそれぞれの業務を行える語学力を有する者」とされていることから、日本経済団体連合会に所属する企業とそれ以外の企業とで「英語」をめぐる選定基準に違いがあるといえるのかどうか、理解しづらいところである。

次に、「公認会計士、監査法人勤務者」について見てみよう。

例えば、G監査法人の選定基準は、「公益財団法人財務会計基準機構が示した登録ガイドラインに準拠して判断する。」としており、提示されている選定基準を見てもFASBガイドラインと、ほぼ同じ選定基準を採用していると認めることができる。

他方、例えば、S監査法人の選定基準は、FASBガイドラインに準拠しつつも、さらに、別の観点をも追加的に取り入れている。すなわち、英語については、実用英語技能検定準1級以上又はTOEICスコア720点以上の取得者であることという具体的な選定基準を追加している。また、過去5年以内に懲戒処分を受けていないこと、および、継続的専門研修制度における履行義務に違反がないことが選定基準に含まれている。これらは、日本公認会計士協会が個人事務所や組織内会計士に適用するものとした選定基準で用いられている基準である。こうした「追加」は、中堅監査法人の選定基準においてしばしば見られるところである。

これに対して、4大監査法人の場合は、「当法人における最近の業務従事実績などに照らして登録ガイドラインを充足している者のうち、登録が相当であると判断された者。なお、個人情報開示に同意していない者は除いている。」という選定基準が示されている。

5. 国際会計人材選定基準明確化の必要性

最近、国際的的局面で、わが国の上場企業の信頼性が問われることが多い。会計人材についても、国際的に日本の会計人材の信頼性を示すことが求められているといえる。しかし、現状では、なお満たされていない点があることも明らかである。国際会計人材ネットワーク構築の次の段階では、わが国の国際会計人材が真に世界で信頼されるに足ることを示すためにも、国際会計人材の概念の明確化、また、国際会計人材選定基準のさらなる明確化に、わが国の会計界を挙げて取り組む必要があると思うものである。